政令第九十三号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「百二十万六千円」を「百二十万四千八百円」に改め、同項第二号中「九十六万六千円」を「九十六万四千八百円」に改め、同条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百八十五万九千二百円」を「三百八十五万四千四百円」に改め、同項第二号中「三百八万七千六百円」を「三百八万四千円」に改め、同条第四項中「八十三万九千五百円」を「八十四万千円」に、「五十五万九千七百円」を「五十六万六百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十八万円」を「三百三十七万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による障害児養育年金及び障害年金の額（介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成二十八年四月」を「平成二十九年四月」に、「十三万九千四百六十円」を「十三万九千三百三十円」に、「五万千五百円」を「五万千四百五十円」に、「四万八千円」を「四万七千九百五十円」に、「三万四千三百円」を「三万四千二百七十円」に、「一万七千二百円」を「一万七千百八十円」に改める。

第十八条第一項中「六万九千九百六十円」を「七万八十円」に改め、同条第二項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に、「二万千九百円」を「二万千八百七十円」に改め、同項第二号中「二万千九百円」を「二万千八百七十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　平成二十九年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十五号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項各号、第七十条第二項並びに附則第九条第一項第一号イ、同項第二号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「一万六千百円」を「一万四千百円」に改め、同条第四項中「一万六千百円」を「一万四千百円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に、「一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）」を「六千円」に、「」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万六千三百円）」に、「七千六百五十円」を「六千円」に、「一万七千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）」に、「九千百五十円」を「九千円」に改める。

第五条第一項第三号中「一万六千百円」を「一万四千百円」に改め、同条第四項中「一万六千百円」を「一万四千百円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に、「一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）」を「六千円」に、「」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万六千三百円）」に、「七千六百五十円」を「六千円」に、「一万七千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）」に、「九千百五十円」を「九千円」に改める。

第六条第一項第三号中「一万六千百円」を「一万四千百円」に改め、同条第二項中「一万六千百円」を「一万四千百円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に改める。

第七条第一項第三号中「一万六千百円」を「一万四千百円」に改め、同条第二項中「一万六千百円」を「一万四千百円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に改める。